

(1) 未だ労働組合法の制定を見ざるに先んじて本法を制定せしむるは労働組合の発達を阻害し政府の労働立法に對する官僚的干渉主義を暴露するものである。
 (2) 公益事業に従事する労働者及び強制的に労働せしめらるる者は甚だしく公平を欲するものがある。
 (3) 第十大條は公益事業に於ける同盟罷工を當初より禁止する恐れがある。
 (4) 以上の難占を指通して反對する各同盟及聯合会は其の此方組合と協力して悪法反對を行ふこと。
 (5) 以上提案維持法反對の運動の經過は諸君が先く知れる。然れども、資本家であつて極力其の撤回運動に全力を傾倒せしむる資本家は、遂に民衆の意志を蹂躪して三月八日帝制議會に之を提出し、通過せしめられたのである。
 (6) 資本主義行詰りの難局に於ける吾が労働組合運動は愈々

眞の階級的訓練に何はねばならぬ。只我等は組合運動の根本精神として、實力を以つて敵を倒すの堅實なる運動に心を盡すべきであると信ずる。

本年のメーデー

四月又は執行委員会に於てメーデーに當り特別宣傳を行はざることと協議し左の事項を決定した。

- (一) モットー
 - 一 失業防止の徹底
 - 二 自由労働者の傷害保証
 - 三 強守維持法の徹底
- (二)
 - メーデー特別委員会を改選し左の宣傳方針を徹底せしむること。
 - 各地域的に擴大せしむる方針を取ることに、即ち地方組合は公平を得る限り示威運動を行はずとすること。